

平成25年7月26日

平成25年 第7回

東大和市教育委員会定例会会議録

東大和市教育委員会

平成25年第7回東大和市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成25年7月26日（金曜日）午後2時00分～午後3時16分

2. 場 所 中央公民館301会議室

3. 出席委員 1番 鈴木敏彦（委員長）

2番 小泉美佐子

3番 土田 豊

4番 武石修一郎

5番 真如昌美（教育長）

4. 欠席委員 なし

5. 説明職員

学校教育部長 阿部晴彦 社会教育部長 小俣 学

学校教育部
参事兼
指導室長 石井卓之 学校教育課長 岩本尚史

建築課長兼
教育施設担当
副参事 小泉光信 給食課長 梶川義夫

統括指導主事 小坂橋悦子 社会教育課長 村上敏彰

社会教育部
副参事
(国体推進
担当) 高橋宏之 中央公民館長 福島啓二

中央図書館長 関田実千代

6. 書 記

庶務係長 福 嶋 まゆ美 主 事 中 野 庸 平

○議事日程

第 1 会議録署名委員の指名

第 2 教育長諸務報告

第 3 第 1 2 号報告 事務の臨時代理の承認について

第 4 第 3 2 号議案 平成 2 6 年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について

- 第 5 その他報告事項
- (1) 小中学校特殊建築物定期調査及び校舎外壁調査について
 - (2) 第八小学校校舎増築工事の進捗状況について
 - (3) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく、長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について
 - (4) 東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく、遺族補償年金、障害補償年金、障害補償年金前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について
 - (5) 平成 2 4 年度東大和市学校給食会計決算の報告について
 - (6) いじめ防止対策推進法について
 - (7) 学びあいガイド 2 5（市民による生涯学習）の発行について

◎開会の辞

○鈴木委員長 ただいまから平成25年第7回東大和市教育委員会定例会を開催いたします。

◎日程第1 会議録署名委員の指名

○鈴木委員長 日程第1、会議録署名委員の指名を行います。
会議録署名委員は、小泉委員をお願いいたします。

◎日程第2 教育長諸務報告

○鈴木委員長 日程第2、教育長諸務報告を行います。
教育長。

○真如教育長 平成25年6月27日から平成25年7月23日までの教育長諸務報告をいたします。

6月27日、木曜日、社会福祉協議会法人化40周年記念式典に出席をいたしました。

それから、6月29日、土曜日は、第十小学校の道徳授業地区公開講座を視察いたしました。道徳の授業とは直接かかわりないですけれども、体育の授業で四中の陸上部の子どもたちが来て、教員と一緒に小学校5年生の陸上の授業を手助けしていたというような光景が見られました。小・中の連携がかなり進んでいるなと実感いたしました。

それから、東大和市民大学の開講式に出席いたしました。今年から始まった市民大学の開講式ですけれども、どの方々も大変ベテランの方でして、非常に学習意欲が盛んだということを感じながら出てまいりました。

同じく、第一中学校と東大和高校吹奏楽部他合計5校による公開合同レッスンを視察しました。他校だけではなくて、近隣の他市の子どもたちと一緒に、しかも校種の違う仲間たちとレッスンをする中で、随分一中の子どもたちも多くのことを学んだのではないかと思います。一中の子どもたちはこういう場がだんだん多くなってきておりますので、場慣れしているといえますか、私たちに対してもしっかりとあいさつができる、そんな感じに育ってきております。

7月1日、月曜日は第一小学校の教育委員訪問に参加いたしました。

それから、7月6日、土曜日は、社会を明るくする運動主要事業に出席をいたしました。

7月7日、日曜日は、大和・村山家庭婦人春季バレーボール大会の開会式に出席をいたしました。東大和の市民体育館で行われた恒例の東大和市と武蔵村山市の婦人の方の春季バレーボールで、大変元気のよいプレイを視察することができました。

それから、7月9日、火曜日、イノベーション研修会で私立暁星小学校を訪問いたしました。私立の経営の仕方についてさまざま学ぶことができました。私立と公立の学校の違いなどについても随分勉強することができたと思っております。

それから、裏にまいりまして、平成25年度東大和市防災会議に出席をいたしました。9月1日に防災訓練もありますけれども、その内容も含めて説明がありました。

それから、同じく東京都教育管理職確保策検討委員会に出席をいたしました。これは管理職を受験する方が非常に少なくなっているということで、第1回目は指導主事の確保について、もはや一倍を切るか切らないかというところになっておりますので、そここのところについて、どんなふうに改善をすれば目指す方が増えるだろうかというような話を幹部と話し合ってきたということでもあります。

それから、7月20日、土曜日、ラジオ体操の開会式に出席をいたしました。毎年行われているものですがけれども、今年はいつもよりも子どもの数が多かった気がいたしました。また、心配されていたラジオ体操ですがけれども、学校で指導されたのかどうかわかりませんが、昨年よりも上手にラジオ体操をしているなど感じました。

それから、7月23日、火曜日、三市で行われております教職員の宿泊研修会に出席をいたしました。随分長い間行っているところでもありますけれども、この研修会につきましては、来年以降東大和市は三市から抜けようかというようなことを今考えております。費用対効果ということを考えまして、昭島市で宿泊をして、二日間にわたって研修するのですがけれども、今どき泊まって行う内容の研修ではないということを私は強く感じておりますので、二市の教育長には、来年は、東大和市は別の形で研修会を行いますということの話をしているところでもあります。

以上でございます。

○鈴木委員長 教育長諸務報告が終わりました。

ただいまの報告について、ご質疑等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 教育長諸務報告を終わります。

◎日程第3 第12号報告 事務の臨時代理の承認について

○鈴木委員長 ここで会議の非公開について、お諮りいたします。

日程第3、第12号報告 事務の臨時代理の承認については人事案件であることから、会議を非公開としたいと思っておりますが、これに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 賛成者全員。

よって、会議は非公開といたします。

さらに、本日の会議録及び会議用資料の取り扱いにつきまして、お諮りいたします。

本案の会議録及び会議用資料につきましても非公開としたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 ご異議なしと認め、そのように取り扱いをいたします。

ここで関係者以外の退場を求めます。

(該当職員退室)

(この間非公開)

ここで会議の非公開を解きます。退場者の入場を認めます。

(該当職員入室)

◎日程第4 第32号議案 平成26年度使用東大和市立小・中学校
特別支援学級用教科用図書採択について

て

○鈴木委員長 日程第4、第32号議案 平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択についてを議題に供します。

議案の朗読をお願いいたします。

(書記朗読)

○鈴木委員長 説明をお願いいたします。

教育長。

○真如教育長 ただいま議案となりました第32号議案 平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書の採択について、提案理由並びに内容のご説明を申し上げます。

本件は、平成26年度から使用する小・中学校特別支援学級用教科用図書を決定していただくためにご提案申し上げるものでございます。これまで東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び同事務要綱に基づき、小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議、小・中学校特別支援学級用教科用図書調査部会を設置し、小・中学校の校長、教員、保護者代表の方を委員、部員として約3箇月間にわたり調査・研究をしていただきました。その結果、採択資料作成会議から、平成25年7月18日付で、平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書について、調査・研究の結果をいただきました。本日は資料作成会議からの報告について、作成会議委員からご説明いただき、教育委員の皆様からの質疑を経て、来年度から使用する教科書のご決定をお願いしたいと存じます。

なお、特別支援学級用の教科書は、学校教育法附則第9条に規定されている教科書であります。詳細につきましては指導室長から説明をいたしますので、よろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

○鈴木委員長 指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 初めに、報告までの経過と採択に至る手順につきまして、ご説明いたします。

去る5月8日に第1回教科用図書採択資料作成会議を開催し、教育長より、平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究を依頼いたしました。その後、小学校、中学校の各調査部会での調査・研究

を経て、7月9日に採択資料作成会議を行い、熱心に、かつ厳正にご協議をいただきました。先ほど教育長からありましたように、7月18日に採択資料作成会議座長から報告をいただいたところでございます。それが現在皆様のお手元の調査・研究報告書でございます。

次に、本日の教育委員会における採択に至る手順につきまして、ご提案させていただきます。

この後、採択資料作成会議の部会長から、審議経過及び報告概要の説明、各種目ごとの資料の説明、また学校からの意見をご説明いただき、それに対して、教育委員の皆様からご質疑をいただければと考えております。

なお、質疑が終わりましたところで教育委員会としての基本的な考え及び採択基準につきまして再度ご確認いただき、審議を経て採択を行っていただきたいと考えております。

事務局といたしましては、特に支障がある場合を除き以上のような手順を考えております。

以上でございます。

○鈴木委員長 採択に至る手順についてはただいま事務局より提案がありましたが、これでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○鈴木委員長 異議なしと認め、採択に至る手順につきましては事務局からの提案のとおり進めます。

ここで小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議の委員の方々にお入りいただきます。

(当該委員入室)

○鈴木委員長 指導室長、続けてください。

○石井学校教育部参事兼指導室長 続きまして、本日ご出席をいただきました各教科用図書採択資料作成会議委員の方々をご紹介します。

特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長、小学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長大中勲第九小学校長でございます。

続きまして、中学校特別支援学級用教科用図書採択調査部会長曾根信行第一中学校長でございます。

全体にかかわる報告につきましては、教科用図書採択資料作成会議座長から報

告していただきます。

○鈴木委員長 教科用図書採択資料作成会議座長から、全体にかかわる報告をお願いいたします。

教科用図書採択資料作成会議座長。

○大中教科用図書採択資料作成会議座長 初めに、報告までの経過につきましてご説明させていただきます。

去る5月8日に第1回教科用図書採択資料作成会議が開催され、その席上、教育長より、平成26年度に使用する東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書にかかわる調査・研究の依頼を受けました。その後、校種別に教科書調査部会を開催し、調査・研究を行いました。調査部会で作成された資料を7月9日の教科用図書採択資料作成会議で慎重に検討並びに協議を行い、教育委員会に提出する報告書を作成いたしました。去る7月18日に、採択資料作成会議座長が代表いたしましたして、教育長にご報告をさせていただいたところでございます。

次に、教科書の調査・研究に際しての基本方針と留意事項でございます。1、学習指導要領に示された目標等を踏まえること。2、地域の実態、学校の実状に即し、学習指導要領に示す目的や内容等を、市内の特別支援学級に在籍する小・中学生が学習する上で効果的な教科書になり得ているかといった観点で調査・研究を行ってまいりました。

また、特別支援学級用教科書については、学校教育法附則第9条の定めによる教科書でありますことから、本年度使用しており、特に支障があり、これより明らかに優れたものがある場合において、採択替えを行う必要があると考えた教科書について、調査・研究を行ってまいりました。

以上、公正で適正かつ円滑な採択が実施されますよう調査・研究をいたしまして、報告をさせていただいた次第でございます。

○鈴木委員長 ただいまの報告につきまして、質疑をお願いいたします。

ご質問がないようですから、次に調査・研究資料の説明をお願いします。

それでは、最初に小学校の調査部会長からご説明をお願いいたします。

小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○大中小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 調査・研究資料について、ご説明いたします。

報告書1ページをご覧ください。東大和市立第三小学校の調査・研究資料でご

ざいます。一覧表の※が今年度新しく調査・研究を行った教科書であります。国語2冊、書写1冊、音楽1冊、合計4冊でございます。それらの教科書の特徴をご説明いたします。報告書2ページから5ページにお示ししてございます。

国語、エリック・カールの絵本シリーズ、2冊とも読み聞かせに適した内容になっています。書写、「あっちゃんあがつくたべものあいうえお」は、歌って遊んで楽しみながら平仮名を学べる構成になっております。音楽、「CD付き 楽器カード」は、楽器の絵を見てCDで音を聞いて楽器に対する興味関心を持てるようになっています。

続いて、報告書6ページをご覧ください。東大和市立第九小学校の調査・研究資料でございます。一覧表の※が今年度新しく調査・研究を行った教科書であります。国語2冊、算数1冊、書写2冊、生活1冊、保健1冊、音楽2冊、合計9冊でございます。

それらの教科書の特徴をご説明いたします。報告書を8ページから16ページにお示ししてございます。国語、「五味太郎のことわざ絵本シリーズ ことわざ絵本」、これは楽しいイラストを手がかりに、ことわざを覚えやすくなっています。国語、エリック・カールの絵本「できるかな？あたまからつまさきまで」は、読み聞かせに適した内容になっています。書写、「漢字がたのしくなる本ワーク③」、これは漢字を楽しく学べる構成になっています。書写、「もじのえほん あいうえお」は、平仮名を楽しく学べる構成になっています。算数、「ゆっくり学ぶ子のための「さんすう」5」は、計算の仕方をわかりやすくした内容になっています。生活、「小学館の図鑑NEO POCKET 動物」は、児童の興味・関心に合ったわかりやすい内容になっています。保健「げんきをつくる食育えほん1 たべるのだいすき！」は、食育に対して興味・関心を持てる内容になっています。音楽、「4訂版 歌はともだち」は、音楽の時間や行事で歌える曲が多く含まれている構成になっています。音楽「CD付き 楽器カード」は、写真カードで楽器の絵と、CDで音を紹介して、興味・関心を引く構成になっています。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。ありませんか。

では、私から。今年度も採択替えの教科書が多くありますけれども、今年使用

していた教科書を次年度の生徒、児童が使用しないものがあるのはどのような理由からでしょうか。

小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○大中小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 特別支援学級は個人差が大変大きくなっております。児童の能力や興味・関心などの実態から、使用していた教科書をそのまま次年度の児童が使用することは適さないことがございます。そのような理由から採択替えを行っております。

以上です。

○鈴木委員長 もう一点でございますけれども、この採択を決定してからその本が絶版になる場合があるかとも思いますけれども、その場合には報告書にある他の本で対応することができるのでしょうか。

小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○大中小学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 同じ種目の中の異なる教科書でも対応は可能でございます。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございませんか。

なければ、次の中学校特別支援学級用教科用図書に入ります。中学校特別支援学級用教科用図書の調査部会長からご説明をいただきます。

中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 報告書の17ページをご覧ください。今年採択替えをお願いしているところは4点です。国語が1点、英語が1点、数学が1点、技術家庭が1点、合計4点です。

それでは、教科書ごとのご説明をいたします。最初に国語ですけれども、18ページをご覧ください。行事で学校の外に出るときに公共機関の利用方法や、注意しなければならないこと、生活に必要なルールやマナーを学習していきますが、これについて家庭でも学習できる内容の教科書があったので、採択替えをお願いしております。イラストが多く散りばめられて、特別支援の子どもでも易しい内容になっております。

19ページをご覧ください。今度は英語でございます。「レインボー英和・和英辞典 改訂第3版」というものです。日本文化に関する話題を取り入れながら、英語への興味や関心を持たせる辞書ということで、これを使って授業をしたいと

いうことでもあります。わかりやすいイラストや歌、会話を収録したCDがございますので、耳からも聞ける内容です。

それから、20ページをご覧ください。数学になります。数学は、時計や数字の並びなどの生活に必要な数学を楽しみながら学習できる教科書になっています。時計というのは非常に、アナログ式の時計は読み取りにくいところがあって、中学生でも課題になっておりますけれども、これがクイズ形式になっておりまして、非常に親しみやすいものとなっております。

最後21ページです。技術科です。「やさいをそだてよう てをつかう・くふうする4」ということです。学級前に畑を作っておりまして、土作りや栽培等の基礎を学ぶということで、この教科書の採用をしたいと思います。イラスト付きでわかりやすく、生活単元として、野菜の鮮度の見分け方などがありまして、適当な教科書だと思います。

以上でございます。

○鈴木委員長 ただいまの説明につきまして、質疑をお願いいたします。

武石委員。

○武石委員 ルールやマナーの学習が必要であるので、国語の教科書として新たな教科書を採択したいという報告がありましたが、生徒の実情や保護者からの要望はいかがでしょうか。

○鈴木委員長 中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 お答えいたします。

ルールやマナーは行儀や作法ということです。特別支援学級の生徒が卒業までに身につけなければならない社会性の中で、最も定着が難しい部分です。保護者代表の調査委員の方からも採択の要望がありました。また、反復学習と練習が必要で、就労という観点が見えてくるのですけれども、これからもこういう教科書の採択は適切だと考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにございますか。

土田委員。

○土田委員 英語への興味を引き出せる辞書を使って学習を進めたいとの説明でありましたが、具体的な理由をお聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 お答えいたします。

辞書に関しましては、通常学級の生徒が使用する英和辞典や和英辞典ですと、レベルが高くて特別支援学級の生徒には理解することが難しいという現状があります。今回採択替えをお願いしている「レインボー英和・和英辞典」にはCDが付いており、音声的にも聞いて学習することができますと思います。また、解説にはイラストが多く使われており、視覚的にも理解しやすいという特徴があるため、特別支援学級の生徒の学習に適していると考えております。

以上です。

○鈴木委員長 ほかに質疑はございませんか。

小泉委員。

○小泉委員 17ページでお伺いいたします。数学のところで、教科書名数学、☆が4つ付いておりますが、これはどのようなことでしょうか。

○鈴木委員長 中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長。

○曾根中学校特別支援学級用教科用図書調査部会長 お答えいたします。

この4つ星本という通称になっている教科書のことですが、これは文部科学省が特別支援学級用に検定教科書を発行していきまして、それが4つ星本の教科書になります。ですので、特別支援学級用の文部科学省の検定本ということになります。

以上です。

○鈴木委員長 ほかはよろしいですか。

これで調査・研究資料の報告等についての説明と質疑について、終わります。

次に、学校からの意見の提出について、教科用図書採択資料作成会議座長からご説明をお願いいたします。

教科用図書採択資料作成会議座長。

○大中教科用図書採択資料会議座長 学校からの意見も募りましたが、意見はございませんでした。

以上です。

○鈴木委員長 このことについて、質疑をお願いいたします。何かございますか。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 ないようですから、これをもちまして小・中学校特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議からの報告についての質疑を終了いたします。

なお、この後、報告及び質疑の内容等を参考として協議し、採択を行いたいと思います。各採択資料作成会議委員の皆さん、本日はどうもありがとうございました。

(当該委員退室)

○鈴木委員長 それでは、審議を再開いたします。

次に、事務局より教科書採択にかかわる基本的な考え及び採択規準及び基準等について、確認をしたいと思います。

指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 初めに、採択にかかわる基本的な考え方を読み上げます。

平成26年度使用小・中学校特別支援学級用教科用図書採択に当たり、日本国憲法、教育基本法等の精神、東京都教育委員会並びに東大和市教育委員会、教育目標及び基本方針に則り、東大和市立小・中学校使用教科用図書採択要綱及び東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択事務要領に基づいて、公正で適正かつ円滑な採択を実施するとともに、東大和市の実態等を踏まえた採択を厳正に行う。そして、採択の方向としては、次のことを基本的に踏まえて実施することにいたします。

- 1、豊かな人間性や社会性、国際社会に生きる日本人としての自覚を育成すること。
- 2、自ら学び、自ら考える力を育成すること。
- 3、基礎、基本の確実な定着を図り、個性を生かす教育を充実すること。
- 4、各学校が創意工夫を生かし、特色ある教育、特色ある学校づくりを進めること。

次に、採択基準の視点について確認をいたします。

1、公正な内容で適正な教育的配慮が施されているものであること。児童・生徒自らの主体的な学習が重視される中、一面的な見解に偏らず、公正な内容で、発達段階に即したものであること。

2、基礎・基本の確実な習得を助けるものであること。枝葉末節の知識を扱うのではなく、学習指導要領に定める教科の内容等に基づき、その後の学習や生活に必要であること。また、真に継承すべき内容であること。

3、学び方、考え方の習得が図られるものであること。知識、技能の詰め込み

に陥ることなく、何を学ばよいか、いかにして学ぶのかが児童・生徒にしっかり認識され、自ら学習の方法を工夫し、考えさせるきっかけとなり、また、それらを助けるものとなっていること。

4、児童・生徒にとってわかりやすく、丁寧なものであること。教科書が学習の確かなよりどころとなり、主体的に学習する意欲を高めるものとなるために、よりわかりやすく、より丁寧で、児童・生徒の思考過程や感性に合ったものであること。

5、心に響く美しいものであること。豊かな人間性などを育成するものとなるよう、より心に響く教材、美しい表現であること。また、写真、挿絵、図表等も豊かな感性を育てる上で重要であり、学習効果などの観点に配慮しつつ、発達段階に応じて積極的な工夫があること。

6、知識・技能が生活において生かされるよう配慮されていること。習得した知識・技能が実生活において生かされ、総合的に働くよう取り上げる事例や教材を身近な例に求めたり、その内容が実生活を見直し、活用できるものとなるような工夫を図っていること。

続きまして、採択基準の観点について、確認をいたします。

- 1、内容の選択はどうであるか。
 - 2、構成、分量はどのようになっているか。
 - 3、表記、表現及び使用上の便宜はどうであるか。
 - 4、そのほか、教科の特性に基づき、特に調査・研究が必要な事項について。
- 以上でございます。

○鈴木委員長 ただいま事務局より採択にかかわる基本的な考え及び採択規準、及び基準等について、確認のための説明がありました。

それでは、資料に示された基本的な考え及び採択規準及び基準等を踏まえ、平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用の教科書の採択にかかわる審議をいたします。

なお、特別支援学級用教科書につきましては、学校教育法附則第9条の定めによる教科書について、特に支障があり、これより明らかに優れたものである場合において採択替えを行うとしております。特別支援学級用教科用図書採択資料作成会議座長の説明にもありましたとおり、小学校が新たに13点、中学校が新たに4点の教科書の採択の資料が提出されております。では、ご審議をお願いいたし

ます。

小泉委員。

○小泉委員 先ほど資料作成会議からの報告がありましたが、それぞれ児童や生徒の実態や学校現場の様子から考えて、実際に教えている現場の教員が調査・研究をして報告を上げてきておりますから、この調査・研究結果のものを採択してよいと考えます。

○鈴木委員長 ほかにはございませんか。

なければ、特別支援学級用教科書については、小学校、中学校から新たに提出された教科書と従来の教科書を一括して採決をいたします。特別支援学級用教科書について、一括して、賛成の方挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○鈴木委員長 全委員の方々が賛成であります。

では、特別支援学級用教科書については、提出された資料のとおりと決定いたします。

これをもちまして日程第4、第32号議案 平成26年度使用東大和市立小・中学校特別支援学級用教科用図書採択についてを終了いたします。

◎日程第5 その他報告事項

○鈴木委員長 日程第5、その他報告事項を行います。

報告事項1、小・中学校特殊建築物定期調査及び校舎外壁調査について、報告事項2、第八小学校校舎増築工事の進捗状況について、以上の2件は一括して報告をお願いいたします。

建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 それでは、小・中学校特殊建築物定期調査及び校舎外壁調査について、ご報告いたします。

小・中学校の校舎、体育館につきましては平成24年度をもちまして耐震化が完了したことから、今後は校舎の壁や天井等の非構造部材について耐震化を進めてまいります。そこで、今年度実施いたします校舎、外壁の調査について、概要の説明をいたします。

この調査は毎年実施している特殊建築物定期調査において、外壁部分については目視調査のみであったことから、より詳細に調査することで、未然に事故等を

防止するために行うものであります。調査対象施設としましては、小・中学校全校の校舎及び機械室が対象となります。1 ページ目に書いてあります期間ですが、一応夏休みの期間中を予定しております、7月22日から8月23日を予定しております。

なお、契約期間としては10月31日までを予定しております。

2 ページ目をご覧ください。調査内容ですが、今回外壁の全面において劣化状況を打診・目視にて詳細調査を行います。外壁部分のモルタルの浮き、あるいはひび割れ、また、欠損等の確認をして、その位置と数量を記録いたします。また、建具の調査については劣化状況も確認をいたします。

次に、調査方法ですが、1番としましては、外観目視調査、これは目で見る、それと双眼鏡によって劣化状況を確認いたします。

2番目として、打診調査、これは打診棒、テストハンマーともいいますが、その棒を用いて壁面を全部たたいて、健全部と異常部を判定いたします。

3番目としましては、手の届かない部分、高所部分につきましては高所作業車を使いまして壁面を打診調査をいたします。

4番目としましては、高所作業車でも調査ができない部分につきましては、屋上からロープを垂らして、ブランコ状にしまして、それをつたいながら順次屋上から1階まで下りてくるような形で打診調査をしながら下りてきます。それを繰り返し行う予定でございます。

5番目としましては、開口部からの打診ということで、窓から手に届く部分につきましては打診棒を使いまして調査を行います。

6番目としましては、脚立による打診調査を行います。一番下の部分に写真がありますが、①としまして、外観目視調査ということで、目に見える部分の範囲を双眼鏡等で確認をいたします。②として、打診法ということで、こういう長い棒を使いまして壁面の打診調査を行います。

3 ページをお開きください。③の高所作業車を使いまして、学校によっては一部高所作業車を使いながら調査をすることが可能でありますので、このようなクレーンを使った調査となります。

④としまして、ロープブランコ、これは屋上から、先ほど言いましたようにロープをフェンス等の柱に固定しまして、下りながら打診調査をしていくという方法でございます。

⑤としましては、開口部からの打診法ということで、写真にあるように学校の窓の部分から外壁を調査をいたします。

⑥としましては、脚立を使った調査ということで、機械室等については、下の一階部分は大体この方法でできるようになっております。

調査概要については以上ですが、今後はこの調査結果をもとに改修工事に向け準備を進めてまいりたいと考えております。

報告は以上になります。

続きまして、第八小学校校舎増築工事の進捗状況について、ご報告いたします。

本年7月1日より学校での工事が本格的に始まりました。最初に増築場所にある砂場の撤去、あるいは樹木等の剪定を行いました。その後、仮設工事としまして、児童の通学路を確保するため、仮設階段やスロープを設置し、工事箇所には仮囲いを設置しております。資料の1ページですが、これは7月からの工事の工程表になります。まず撤去工事としまして、既存の樹木等を撤去したり移設を行っております。仮設工事としましては、周囲に仮囲いのフェンス、あるいは仮囲い、あるいは通学路用の階段、スロープを設置しております。また、生化学工業の借用部分についても仮囲いが終わっております。本体工事としましては、8月から地盤改良工事が始まる予定でございます。

2ページをお開きください。8月1日から地盤改良工事ということで、これは建物が建つ地盤面、これが地耐力を出すためにコンクリートをまぜた形で地下4メートルまで掘って、その分を強度が増すような工法になっております。それから、8月の下旬から9月にかけてが本体工事の基礎工事になります。一応基礎が打ち終わるのが9月の中旬を予定しております。

3ページをお開きください。これが全体的な工程の流れとなっております。まず、今、仮設工事を行っており、土工事、地業工事が9月で終わる予定で、その後躯体工事、この躯体工事というのはコンクリートの骨組みのことをいいます。その躯体工事につきましては、9月から1階の立上り、10月から11月にかけて2階の立上り、それと11月には屋上のペントハウス部分の躯体工事が完了する予定でおります。引き続き外壁工事としまして外部建具、あとは仕上工事を引き続き行ってまいります。内装工事につきましては外部の建具が終わった段階で内部の仕上工事に入っていきます。外構工事につきましては、年明けの1月の下旬ごろから入る予定でおります。電気設備、給排水設備につきましては、建築工事にあ

わせて実施してまいります。併行防音工事ですが、これは防衛施設局の補助を受けて実施するもので、外部の防音建具及び空調工事が補助対象となります。これは躯体が立ち上がった後からの工事になりますので、およそ11月から2月いっぱいぐらいをめどに防音工事をしていく予定でございます。完了年月日としましては、3月20日を予定しております。

4ページをご覧ください。これは縦に見ていただいて、上の写真が仮設の通学路となります。上の部分は校舎のすぐ南側にできる仮設の通学路となります。このフェンスを開けていただいて、正面の仮囲いを右手に行くとならばすぐ昇降口のほうに行けるような通路となっております。新しく階段を設置いたしました。下の写真が生化学工業の借用地部分の通学路となっております。新しく門を設置しまして、通学路以外では使用しないような形をとっております。その右に見えるのが今まで使っていた通学路となります。この入り口部分につきましては、今後は工事用車両とさせていただきます。

5ページをご覧ください。上の写真が校庭側から見た仮囲いの部分です。全面工事部分は囲うような形で、ボール等の飛び込みがないように、下の部分については下まで仮囲いを設置しております。万が一上からボールが入った場合には、学校に返却という形をとらせていただいております。下の写真ですが、今仮囲いをした中の部分の写真です。ちょっとわかりにくい部分がありますが、今は撤去された後で部分的に杭が打つてあると思っておりますが、これが建物の位置を示す杭となっております。

なお、今後の進捗状況につきましても順次報告したいと思っております。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

小泉委員。

○小泉委員 1ページのところの小・中学校特殊建築物定期調査及び校舎外壁調査委託、これについてですが、1-5のところの調査機関、都市環境設計協同組合、この会社に決まった経緯を少しお聞かせいただきたいのと、予算的にはどれくらいの費用が、また、その予算はどのようになっているのでしょうか。

○鈴木委員長 建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 1点目の調査機関の決定した経緯でござい

ますが、この業者は協同組合という形をとっておりますが、三多摩に所属する設計事務所が協同で組んで出資している組合でございます、一部東大和市内に設計事務所を置いている方もここに含まれております。費用についてですが、当初かなり予算額は多かったので、入札した結果1,000万円ちょっとぐらいで落札されたということで、かなり差金が出ております。契約については指名競争入札で契約しております。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

土田委員。

○土田委員 資料2の1ページですけれども、今の工程表でしようけれども、右端に雨天時等変更有りと書いてあります。これは雨降りもあるということを想定して、それを考えて工程表が後ろへ延びるということはないのでしょうか。

○鈴木委員長 建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 摘要欄の雨天時変更有りということは、今の段階ではまだ天気がよい状態での工程となっておりますので、万が一雨の場合には若干工程がずれることも想定されます。ただし、毎月、月一回工程表を作成しておりますので、その途中で、例えば雨天により工程がずれてきた場合には必ず次の月でどこかで短縮するような方法をとっております。終わる時期は3月20日を確定しておりますので、そこまでには終わらせる予定でおります。

以上です。

○鈴木委員長 ほかにありませんか。

では、私から。詳細な報告、安全面の配慮、大変よくわかりました、ありがとうございます。これからもまた継続して報告をお願いしたいと思います。

質問が2点あります。1点は、外壁調査ですけれども、これを行っていただけで良かったと思いますが、本市の学校の外壁がはがれて落下物があったという例が今までに起きているのかどうか。これが1点。

それから、2点目は、第八小学校の基礎工事の打ち込みというのですか、これは相当騒音が出るのでしょうか。

以上2点です。

建築課長。

○小泉建築課長兼教育施設担当副参事 まず1点目の外壁調査に伴う落下の状況で

すが、各学校からの報告はございませんが、現状を確認している中では、一部モルタルの部分が欠損して落ちている状況ではございます。ただ、子どもたちが近寄るところではございませんので、たまたま、もうかなり何年か前に落下した状況は見受けられますが、特に事故等の報告は入っておりません。今回はそういう部分についても調査をいたします。

2点目の基礎工事の騒音ですが、特に今回地盤改良工事、これは先ほど言ったように地盤を固める工法でして、建物の基礎の部分、そこに約1メートルぐらいでアースオーガーで穴をあけながら4メートルまで掘っていきます。抜くと同時にセメントミルクというセメントのペースト状のものを一緒に入れてながら上げてきて地盤を固めるという工法ですので、騒音は特に出る工法ではございません。

以上でございます。

○鈴木委員長 ほかになければ、質疑を終了いたします。

報告事項3、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例に基づく長期療養者の休業補償及び年金たる補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額の改正について、報告事項4、東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例並びに東大和市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例施行規則に基づく遺族補償年金、障害補償年金、前払一時金又は遺族補償年金前払一時金の額に乗ずる率の改正について、以上2件は一括して報告をお願いいたします。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 それでは、その他報告事項(3)、(4)につきまして報告させていただきます。

本件は、学校医等が公務上で災害を受けた場合に、その災害によって生じた身体的損害について補償される公務災害補償に関するものです。今回は2件の改正を報告させていただきます。

1件目の(3)の補償基礎額の最低限度額及び最高限度額についてであります。人事院が定める額を考慮して、市長と協議の上教育委員会が定めることとなっております。東京都の補償金額に準じ決定しているところが実際のところであり、この東京都の補償金額と同様の額にすることについて、条例に基づき市長に協議をお願いしましたところ、7月2日付で市長の同意を得られたことから、

7月5日に告示をさせていただき、本日ご報告申し上げるものです。お手元の資料には年齢階層別の改正後の額が記載されております。

次に、2件目の(4)の報告事項、前年度以前に支給された遺族補償年金等の年金額を再評価する際の率の改正についてであります。こちらも同様に条例及び規則により市長と協議の上教育委員会が率を定めることとなっており、東京都の率の改正に準じ決定しているところであります。こちらの乗ずる率につきましても東京都の率と同様の率にすることとして市長に協議をお願いしましたところ、7月2日付で同意をいただき、7月5日に告示させていただきましたことを本日ご報告申し上げるものです。資料には期間の区分別額及び学校歯科医、学校薬剤師の別に経験年数別の改正後の乗ずる率が記載されております。

なお、幸いにもこれまで学校医等が公務上でこういった公務災害を受けて補償したということはありません。

以上です。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項5、平成24年度東大和市学校給食会計決算の報告について、本件の報告をお願いいたします。

給食課長。

○梶川給食課長 それでは、その他報告(5)の資料をご覧いただきたいと思えます。

平成24年度東大和市学校給食会計の決算につきまして、ご報告させていただきます。このお手元にご配付させていただきました決算書につきましては、去る7月12日、金曜日、平成25年度第1回学校給食センター運営委員会におきまして承認されております。

まず決算書の1ページをご覧いただきたいと思えます。上の表、収入の欄でございます。平成24年度で収入すべき合計金額が、調定金額で3億3,091万5,139円でありました。これは、給食費、繰越金、試食会代金等の緒収入の合計額であります。これに対しまして、実際の収入済額合計は3億2,398万8,159円で、対前年度で80万7,218円の増でございます。この要因といたしましては、23年度に比較

いたしまして児童・生徒数の増が要因と考えております。この調定額と支出済額との差のうち、平成22年度に発生した給食費の未納分38人分でございますが、その右横でございます87万5,750円を不納欠損といたしまして、残りの605万1,230円が収入未済額となっております。

ここで3ページをお開きいただきたいと思っております。3ページは平成24年度分の給食費収入明細表でございます。中段の下に太枠内で囲まれた行がございます。現年度給食費の小計でございますが、平成24年度分の給食費といたしまして、一番右端の収入率は98.69%でございます。昨年度より約0.1ポイント下回っております。さらに下段の合計額の行でございますが、こちらは現年度と過年度分を合わせた全体の数値としてあらわしてございます。右端の収入率、こちらは97.85%でございます。昨年度より0.15ポイント下回っている状況でございます。

それでは、恐れ入ります1ページにお戻りいただきたいと思っております。次に、下段の支出についてご説明を申し上げます。主食費と副食費に分かれております。主食費はパンや米、副食費は肉、魚、野菜、牛乳などに要する費用でございます。このうち科目2の副食費の予算額の右側流用額という欄をご覧いただきたいと思っております。24年度は、一時的にでございますが、緑黄色野菜、油、海藻類といったものが一時的に高騰いたしまして、予算額に不足が見込まれました。そこで、主食費から副食費へ300万円を流用いたしました。予算額全体で変更はございません。

そこで、支出済額でございますが、科目1の主食費につきましては5,388万9,128円で、科目2の副食費の支出済額は2億6,488万1,660円でございます。支出済額の合計は3億1,877万788円でございます。

以上のことから、収入済額3億2,398万8,159円から支出済額3億1,877万788円を差し引いた額521万7,371円が平成25年度へ繰り越される分でございます。

2ページ以降につきましては詳細資料ということでございますので、後ほどご覧いただきたいと思っておりますが、2ページを再度ご覧いただきたいと思っております。昨年度と比べて24年度に特異的なものとしていたしまして、収入の部の明細でございますが、こちら3の諸収入、3の雑収入のところに1万1,352円という収入を計上させていただきました。こちらは放射能モニタリング検査食材費でございます。こちらは東京都が国の委託を受けまして学校給食の放射能の有無等を把握するた

めに給食調理後の一食丸ごと検査を、各自治体に手を挙げていただいて東京都が検査をするという事業がございました。これに東大和市も手を挙げたわけですが、複数の自治体が手を挙げたため、東大和市は1月から3月までこのモニタリング検査といたしまして、調理後の給食一食丸ごと分を43食にわたりまして検査機関にお送りして一食丸ごとの放射能検査をしたところでございます。1月から3月まで43食分を行いました。こちらに1食当たり264円の単価を掛けたものをこの2ページの雑収入として計上させていただきました。

なお、放射能モニタリング検査につきましては、すべて放射能については不検出という結果でございました。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 決算ご苦労さまでした。ご質疑がないようですから、質疑を終了いたします。

報告事項6、いじめ防止対策推進法について、本件の報告をお願いいたします。指導室長。

○石井学校教育部参事兼指導室長 それでは、その他報告資料の(6)をご覧ください。

いじめ防止対策推進法が9月28日施行される予定でございます。その概要について、本日はご説明したいと思います。

まず、第1章は総則でございます。1の目的の下線部が特に中心となりますが、目的としましては、基本理念を定めたこと。それから、地方公共団体等の等の中には学校が入ります、の責務を明らかにしたこと。これがまず目的の中で大きなものでございます。

それから、法律で2番の定義が定められました。昨日、小泉委員からもいじめの定義をお話しされていましたが、今度は法律で定義が定まったということで、恐らく今度いじめの調査もこれに基づくものと考えております。読ませさせていただきます。

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的

又は物理的な影響を与える行為、次の括弧内が重要ですが、（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。児童等というのは児童・生徒がありますので、ここの法律では児童等になっております。これが定義でございます。

それから、4番いじめの禁止が改めてうたわれております。児童等はいじめを行ってはならないこととしております。

続きまして、2章のいじめ防止基本方針等に関しましては、1から3の中で、特に下線の部分になります。「いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針」を定める。これは国及び学校は策定の義務で、地方公共団体は努力義務となっております。ですから、特に学校はこれを定めなければいけないということになります。

4番に関しましては、いじめ問題対策連絡協議会を設置をするということになります。

それから、3章、これは基本的施策になりますが、これは主に学校におけるいじめの防止、一番最後のところですが、道徳教育及び体験活動等の充実を図る。これを特にこれからは学校ではしっかり行っていかなければならないということになります。

それから、2番目、いじめの早期発見のための措置ということで、早期発見のために児童等に対する定期的な調査、その他必要な措置を講じるということで、本市におきましては、昨日もお話をさせていただいたところでございますが、年間3回調査を行っております。

第4章でございます。いじめの防止等に関する措置ということで、これは学校になりますが、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者、その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を学校の校務分掌に位置づけなさいという指示になっております。

それから、2番はいじめに対する措置が書いてございます。

第5章、重大事態への対処関係ということで、重大な被害が生じた疑いがあると認められる等の場合、事態に対処する。事実関係を明確にするための調査を行うということになります。

それから、2番では、重大事態の対処又は同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講じるということが言われております。

最後になりますが、左の一番下、これは学校の今後の取組になります。学校の取組は、基本的な取組として①から④、ここがこのところ为学校の中でしっかり行うことと決められております。

それから、先ほどもありましたけれども、複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される組織を置く。これを対処していかなければなりません。

それから、いじめの事実の確認、いじめを受けた児童・生徒または保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導またはその保護者に対する助言、この部分が大事になりますが、最後に警察署との連携、今はこれを行っているところでありましてけれども、これをしっかり行いなさいということが定められております。

右側の下になりますが、学校・設置者の共通した取組として、「いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針」の策定ということで、今後、教育委員会も学校と連動しながら、学校がいじめ防止基本方針を策定をしていかなければならないと考えております。

最後に、設置者の取組ですが、①のところは道徳教育及び体験活動等の充実、②早期発見のための措置、③相談体制の整備、④インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進、⑤いじめの防止等の対策に従事する人材の確保、⑥調査研究の推進、⑦啓発活動ということが設置者の取組となっております。

概略は以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があればご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

報告事項7、学びあいガイド25（市民による生涯学習）の発行について、本件の報告をお願いします。

社会教育課長。

○村上社会教育課長 お手元にピンク色の学びあいガイド25（市民による生涯学習）をお配りさせていただきました。この内容、ブックにつきましては、市民の皆様への学習活動に役立ていただくためという目的で、1つ目には公民館、市民センター、集会所の案内、2つ目として、生涯学習人材バンクの案内、3つ目とし

て、市内で活動するサークル・団体の紹介、この3部からなっております。市民向けに約1,200部作成いたしました。8月15日号の市報及びホームページ等で市民に周知をいたしますので、その後社会教育課の窓口あるいは公民館、各図書館、市民センターの窓口等で配布を予定してございます。

以上でございます。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

ご質疑があれば、ご発言をお願いいたします。

(発言する者なし)

○鈴木委員長 質疑を終了いたします。

これで、その他報告事項を終了いたします。

◎閉会の辞

○鈴木委員長 以上をもちまして、本日予定しておりました議事日程は全て終了いたしました。

これをもって、平成25年第7回東大和市教育委員会定例会を閉会いたします。

午後 3時16分閉会

以上の会議の顛末を記載し、相違ないことを証するため、ここに署名する。

東大和市教育委員会委員長 鈴木 敏彦

会議録署名委員 小泉 美佐子